

## 飼養衛生管理基準の添付書類一覧

### 1 農場の平面図（次のものを明示したもの）

- ① 衛生管理区域及びその出入口
- ② 消毒設備の設置個所

### 2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面

#### 【記載例】

- ・衛生管理区域の出入口付近に立看板を設置している
- ・衛生管理区域の出入口にゲートを設置し施錠している
- ・衛生管理区域の出入口に監視員を配置（又はモニターを設置）している

### 3 衛生管理区域の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面

#### 【記載例】

- ・衛生管理区域：動力噴霧器
- ・衛生管理区域：車両消毒ゲート及び踏込消毒槽

### 4 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに〇m<sup>2</sup>/頭（羽））を記載した書面

畜舎ごとの家畜の飼養密度は、「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本とする。例えば、

- ・区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する
- ・同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それについて算出する 等

### 5 埋却用地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

- ① 埋却用地の所在地
- ② 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、
  - イ その所有者の氏名又は名称
  - ロ 当該土地の利用に関する契約の内容
- ③ 埋却用地の面積・利用状況（※1）
- ④ 農場から埋却用地までの距離
- ⑤ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無
- ⑥ ⑤の説明に対する当該関係者の承諾の有無
- ⑦ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項

6 焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、その状況として次に掲げる事項を記載した書類

- ① 焼却施設・化製場の名称・所在地
- ② 農場から焼却施設・化製場までの距離
- ③ 焼却施設・化製場の近隣住民その他の関係者への焼却・化製の実施に関する説明の有無
- ④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無

7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

9 大規模所有者（※2）（馬の所有者を除く。）の場合は、従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したもの（写し）

（※1）家畜の種類ごとに必要となる埋却地の標準面積

- ① 牛等の場合 5m<sup>2</sup>/頭（月齢が満二十四月以上のものに限る。）
- ② 豚等の場合 0.9 m<sup>2</sup>/頭（月齢が満三月以上のものに限る。）
- ③ 家きんの場合 0.7 m<sup>2</sup>/100羽（日齢が満百五十日以上のものに限る。）

（※2）大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいう。

- ① 成牛（次のイ・ロに該当するもの）の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- ② 育成牛等（次のイ・ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月末満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
  - ロ 月齢が満4月以上満24月末満のその他の牛
- ③ 水牛・馬の場合 200頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上